

調査の目的

- ・ 職員のWell-beingを実現するためには、各自の健康増進が極めて重要であり、職員の健康管理施策の一層の推進が重要であるが、そのための健康管理体制は必ずしも十分ではないという課題意識
- ・ 各府省における健康管理体制を充実させるための方策を検討するため、官民調査を実施
- ・ 具体的には、①公務における健康管理体制の実態を把握し、課題を分析するとともに、②分析した課題の解決に資する民間企業や地方自治体の取組を調査

調査の構造

【①公務調査】

調査期間 : 令和5年2月～5月
調査対象 : 各府省の健康管理部門の担当者
(2,437官署(42府省庁))
調査方法 : Web調査
有効回答数(率) : 2,372 (97.3%)

【②民間調査】

調査期間 : 令和5年11月～令和6年3月
調査対象 : 先進的な健康管理の取組を行っている民間企業・地方自治体
(計12(民間8、自治体4))
調査方法 : ヒアリング調査

<健康管理に関する体制>

① 健康管理のための体制の充実

健康管理部門と健康管理医・人事管理部門等の関係者間の連携

② 健康管理者・担当者の能力向上

健康管理者・担当者の専門的知見の獲得

③ 健康管理医の配置・職務の在り方

健康管理医の配置・役割（関与）の必要性についての認識

<健康管理に関する支援>

④ 職場復帰支援等の充実

メンタル不調による長期病休者への職場復帰支援等

⑤ 職員の健康リテラシーの向上

役職段階や多様な職員層に応じた研修ニーズへの対応

⑥ 相談窓口の充実

相談窓口の充実度、利用しやすさの向上

① 健康管理のための体制の充実

○ 健康管理部門と健康管理医の連携の有無について

※ 本資料中示している各表は、参考資料1掲載のデータを基に作成。

回答数	有	無	分からない
2,372	56.9%	18.9%	24.2%

(参考資料1・P52参照)

○ 健康管理部門が健康管理医と連携「有」と回答した官署の連携内容について

回答数	(略)	ストレスチェックの集団分析において医学的観点からの助言	(職員個々への対応だけでなく)健康管理施策全体の情報や課題	職場環境改善において医学的観点からの助言	(略)
1,350	(略)	27.6%	24.7%	22.0%	(略)

(参考資料1・P53参照)

- 健康管理部門と健康管理医の連携について、連携「無」と回答した官署が18.9%、「分からない」と回答した官署が24.2%と、合計して4割を超える。
- 連携「有」と回答した56.9%の官署においても、ストレスチェック結果の集団分析・職場環境改善や、官署における健康管理施策全体に関し連携しているとの回答は4分の1程度に留まる。

⇒ 健康管理部門と健康管理医の一層の連携の確保が必要

① 健康管理のための体制の充実

○ 健康管理部門と人事管理部門の連携の有無について

回答者数	人事管理部門と健康管理部門は同一の課内又は班内のため、連携という考えはない	有	無	分からない
2,372	47.7%	26.3%	4.7%	21.2%

(参考資料1・P56参照)

○ 健康管理部門が人事管理部門と連携「有」と回答した官署の連携内容について

回答数	(略)	職場環境改善の実施、課題の共有	職員のメンタルヘルス不調の予防において一体的な取組み	健康診断結果、健康スコアリング等のデータを共有し課題を整理した上で、業務の効率化、職場環境改善、超過勤務の縮減、休暇の取得促進を図るなどの取組み	(略)
625	(略)	17.6%	17.4%	5.6%	(略)

(参考資料1・P57参照)



- 健康管理部門と人事管理部門の連携について、連携「無」と回答した官署が4.7%、「分からない」と回答した官署が21.2%。なお、47.7%の官署は、「同一の課内又は班内のため、連携という考えはない」と回答した。
- 連携「有」と回答した26.3%の官署においても、職場環境改善の実施やメンタル不調の予防等といった、集団での予防的取組に関する連携に取り組んでいるところは2割未満と少数である。

⇒ **健康管理部門と人事管理部門の一層の連携の確保が必要**

② 健康管理者・担当者の能力向上

○ 業務の実施上困っていることについて

回答数	(略)	対策の立て方が分からない	健康管理の全体像が分からない	専門家との連携に苦慮している	(略)
2,372	(略)	8.8%	8.7%	5.9%	(略)

(参考資料1・P49参照)

○ 健康管理部門が健康管理医と連携「有」又は「無」と回答した官署が、連携を進めるために必要なことについて

回答数	(略)	(人事院が)連携すべき、または、連携した方が良い内容を明らかにする	(略)
1,799	(略)	25.5%	(略)

(参考資料1・P54参照)

○ 健康管理部門と人事管理部門の連携「有」又は「無」と回答した官署が、連携を進めるために必要なことについて

回答数	(略)	(人事院が)連携すべき、または、連携した方が良い内容を明らかにする	(人事院において)人事部門が連携に前向きになるための施策の推進	(略)
736	(略)	25.4%	13.5%	(略)

(参考資料1・P58参照)



- 健康管理業務を実施する上で、対策の立て方や健康管理の全体像が分からない、専門家との連携に苦慮しているとの回答が一定割合見られる。
- 健康管理部門が健康管理医・人事管理部門との連携を進めるために必要なこととして、人事院に対し、連携すべき内容を明らかにすること等を求める回答も見られる。

⇒ 健康管理担当者が業務を実施する上で必要な知見に対するニーズが見られる

③ 健康管理医の配置・職務の在り方

○ 官署ごとの健康管理医数について

職員数別 官署の 職員数	(略)	人数別		
		回答数	1人	(略)
		2,372	62.9%	(略)
1,000人以上	(略)	47	40.4%	(略)

(参考資料1・P11参照)

○ 健康管理医の勤務状況について

週当たりの 勤務日数	(略)	1日当たりの勤務時間		
		1時間未満	1時間以上 3時間未満	(略)
		34.8%	30.7%	(略)
定まっていない	34.8%	30.7%	(略)	

(参考資料1・P16参照)

○ 健康管理医の業務実施状況について

回答数	指導区分決定後の事後措置に対する指導、助言	長時間勤務者の面接指導	職員からの健康相談	復職支援(面談、復帰判断等)	高ストレス者の面接指導	職員への健康教育	(略)
2,347	91.4%	67.6%	67.5%	66.3%	65.2%	45.0%	(略)

(参考資料1・P29参照)

- 官署ごとの健康管理医数は、全体の62.9%が「1人」であり、職員数が1,000人以上の官署であっても「1人」が40.4%を占める。
- 勤務時間について回答のあった3,391人の健康管理医のうち、週当たりの勤務日数が定まっておらず、かつ、1日当たりの勤務時間が3時間未満の者が65.5%を占める。
- 健康管理医は広範囲の業務を行っている一方、職員への健康教育では半数以上の官署で関与していない。

⇒ 健康管理医の配置や勤務時間及びその役割(関与)については十分とは言えない

④ 職場復帰支援等の充実

○ 各官署におけるメンタル不調者への対応について

回答数	(略)	健康管理者等が主治医と相談し決定	精神科医以外の健康管理医が対応	(略)
2,372	(略)	28.5%	22.6%	(略)

(参考資料1・P25参照)



- 公務ではメンタル不調による長期病休者（引き続いて1月以上の期間、疾病のために勤務していない者）が増加傾向にある中、メンタル不調者への対応について、28.5%の官署が内部の健康管理医ではなく「健康管理者等が主治医と相談し決定」と回答。また、「精神科医以外の健康管理医が対応」と回答した官署の割合も22.6%と相対的に高く、専門家（精神科医）ではない者が対応しているケースが一定割合見られる。

⇒ 職場復帰支援・再発防止等のメンタル不調者への対応について、各官署における対応体制に応じた一層の支援が必要

⑤ 職員の健康リテラシーの向上

○ 心身の健康の保持増進に係る人事院に対する要望について

回答数	心の健康づくりに役立つ情報提供	管理監督者に対する ラインケア研修や情報提供	新規採用職員を対象とした、健康管理制度やメンタルヘルスに関する研修や情報提供	高齢職員を対象とした、加齢に伴う健康問題や身体機能の低下に伴う不調への対策等に関する研修や情報提供	職員に対するセルフケア研修や情報提供	新規採用職員、昇任や転勤、休職からの復帰等の職場環境の変化に伴い、精神的な負担の大きい状況にある職員に対するカウンセリング	女性職員向けの健康(妊娠・出産、不妊症、更年期など)に関する研修や情報提供	(略)
2,372	<u>24.1%</u>	<u>21.0%</u>	<u>20.4%</u>	<u>20.4%</u>	<u>20.0%</u>	<u>20.0%</u>	<u>18.8%</u>	(略)

(参考資料1・P62参照)



- 職員の健康の保持増進に係る人事院に対する要望として、心の健康づくりに役立つ情報提供のほか、管理監督者に対するラインケア研修や情報提供、新規採用職員を対象とした研修や情報提供、女性職員・高齢職員を対象とした健康に関する研修や情報提供等が上位となっている。

⇒ 役職段階や多様な職員層に応じた心身の健康リテラシー向上への支援ニーズが見られる

⑥ 相談窓口の充実

○ 職員のための心の健康相談窓口(心の相談にも対応する一般健康相談を含む。)に何を求めるかについて

回答数	SNS・メールによる相談窓口の設置	夜間等勤務時間外の相談窓口を設置	(人事院以外の)外部に相談窓口の設置(オンライン)	(略)
2,372	<u>46.2%</u>	<u>30.0%</u>	<u>25.1%</u>	(略)

(参考資料1・P60参照)



● SNS・メールによる相談、夜間等勤務時間外の相談、人事院以外の外部相談窓口の設置等を求める回答が多い。

⇒ 相談方法の充実、利用しやすさの向上に関するニーズが見られる